

南山学園公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、各単位の業務に関し、法令、もしくは各単位諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学園の健全な発展に資することを目的とする。
(公益通報者)

第2条 各単位の職員・非常勤職員・派遣または業務委託に係る労働者および各単位校の学生（大学院生・学部生・留学生・研修生・科目等履修生・特別聴講生）・生徒・児童・園児ならびに保護者（以下「通報者」という。）は、法令違反行為に関する通報および相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等に応じる窓口を南山学園内部監査室（以下「内部監査室」という。）とする。

② 内部監査室については別に定める。

③ 通報者は内部監査室に対し、「公益通報等」を行うことができる。

④ 公益通報等を行う者は、氏名および連絡先を明らかにした上で電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法によって行うこととし、通報後は所定の書面にて内容を提出することとする。

⑤ 前項の規定にかかわらず、匿名にて公益通報等を行う者は、電子メール、電話、FAX、書面による方法で行うことができる。

(禁止事項)

第4条 通報者は、不正の利益を得る目的、本学園または第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第5条 内部監査室は、通報者から公益通報等があった場合は、その通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知するとともに内部監査室長に報告しなければならない。

(調査の開始)

第6条 内部監査室長は、公益通報等の受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

② 内部監査室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該通報者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(専門的事項)

第7条 内部監査室長は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の適切な人物・機関に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第8条 内部監査室長は、第6条第2項により調査を行う場合は、当該単位に調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

② 委員会委員は、内部監査室長が委嘱する。

1 委員会は、職員4名および外部委員1名とする。

2 委員長は、委員会委員のうちから内部監査室長の推薦に基づき理事長が委嘱する。

(調査の実施)

第9条 内部監査室長は、委員会の指示に基づき、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。

② 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 委員会委員および内部監査室員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

1 通報者および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。

2 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

3 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

4 公益通報等を行った通報者個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

5 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

② 委員会委員および内部監査室員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号および第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 内部監査室長は、公益通報等を受けたときは、理事長ならびに当該単位の長に報告しなければならない。ただし、通報者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。

② 内部監査室長は、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。

② 内部監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 本学園は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、降格、退学、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(公益通報および委員会の事務)

第14条 公益通報および委員会の事務局は、法人事務局総合企画室とする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。